

令和元年度

熱海梅園地籍調査及び
測量業務委託特記仕様書

熱海市

(公園緑地課)

本仕様書は、熱海市公園緑地課が発注する「熱海梅園地籍調査及び測量業務委託」に適用するものとする。また、本業務遂行については本仕様書によるほか、静岡県が定める「業務委託共通仕様書」を適用するものとする。

本業務の内容は以下の通りとする。

1. 業務委託箇所
熱海市梅園町 1169 番 1 地内外
2. 業務内容
地籍調査業務 1.0 式
測量業務 1.0 式

(提出書類)

- (1) 受注者は、業務の着手にあたり契約締結日 14 日以内に業務工程表を発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、業務が完了したときは、速やかに関係図書を点検整備し必要な書類を整えて、発注者に提出しなければならない。

(貸与品等)

- (1) 受注者は、業務の実施にあたって、必要な図面その他の資料を使用するときは、発注者から貸与または交付を受けなければならない。
- (2) 受注者は、業務が完了したときは、ただちに貸与品等を監督員に返納しなければならない。

(成果品)

- (1) 受注者は、「業務委託共通仕様書」の成果品一覧表に掲げる成果品を提出するものとする。
- (2) 成果品の提出部数は正副 2 部及び電子データとする。

(検査)

- (1) 受注者は、検査員が業務の完了検査を行うときは主任技師を立ち合わせなければならない。
- (2) 受注者は、検査のための必要な資料の提出その他の処理について、検査員から指示があったときは、速やかにその指示に従わなければならない。

(疑義)

受注者は、業務の実施にあたり仕様書、その他の事項に疑義が生じたときは、主任技師を立ち会いの上、監督員と協議しなければならない。

(その他)

本業務箇所は、2級河川初川を挟んだ敷地となるため、関係機関と協議を行う場合がある。

そのための資料作成及び打合せ等も本業務に含まれるものとする。